

# 東海市生活排水処理基本計画

## はじめに

本市は、知多半島の北端に位置し、天白川をはさんで名古屋市と接し、東は知多半島道路、愛知用水をはさんで大府市と接し南西部は信濃川を境に知多市と接する。

また、市の中央部を流れる河川に大田川、渡内川、中川があり、総面積は43.42 km<sup>2</sup>、総人口113,242人（R7.4.1現在）を有している。

本市は、伊勢湾、三河湾を両分し三方を海に囲まれ海流の影響を受け温暖な気候に恵まれている。このため年間平均気温は約17度で温かく、この恵まれた気候によって施設型農業をはじめとする都市近郊農業が発達している。特に、フキ、タマネギ、洋ランの栽培が盛んで特産の一つになっている。

工業においては、1,000万平方メートルに及ぶ臨海工業地帯に日本製鉄株式会社名古屋製鉄所をはじめとする中部圏屈指の鉄鋼基地を中心とした一大工業地帯を形成している。

工業化により生活環境を保全するため公害防止協定などの締結、水質汚濁の監視体制の充実などで公害対策に努力してきた。

本市の生活排水は、平成2年度（1990年度）から東海市浄化センターが供用開始され、公共下水道による汚水処理が開始されており、これまでに下水道区域は順次拡大されておりますが、一部の地域では、単独処理浄化槽等により処理が不十分の状態水路等に排出しており、このため河川や名古屋港の水質汚濁に影響を及ぼしている。

一方、東海市の中央部を流れている大田川、渡内川、中川流域や水路は治水対策として土や植生によらない、コンクリート張りの護岸整備が進んできたため自然の浄化機能を失いつつある。

したがって大田川・渡内川が中央部に位置している本市がこの河川の水質を保全する責任は重大であり、本市が生活排水の処理施設整備を進めていくことはその事業効果は本市にとどまらず、総量規制にある伊勢湾の海水域に及ぼす影響大である。生活排水の処理形態としては、合併処理浄化槽、公共下水道等がある。

## 1 基本方針

### (1) 生活排水処理に係る理念及び目標

近年になって、特に生活排水による水質汚濁、生態系や飲料水等への影響が問題となってきており、社会的にもその対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになってきている。

このようなことから、生活排水を適切に処理することが重要となっており、市民に対し、生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、水質の改善を図ることによって他種類の水生生物の棲息、河川の浄化改善を目指している。

## (2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本方針として、水の適正量に関する普及啓発のほか、これら生活排水の処理施設を逐次整備していくこととするが、公共下水道計画と整合を図りつつ生活排水処理施設整備の基本方針については次のとおりとする。

ア 公共下水道処理区域においては、し尿の計画収集及びその適正処理の確保並びに浄化槽の適切な維持管理の徹底を図りつつ、水洗化の普及促進に努める。

イ 公共下水道認可区域外においても同様に、し尿の計画収集及びその他適正処理の確保並びに浄化槽の適切な維持管理の徹底を図ると共に合併処理浄化槽の普及促進に努める。

ウ 単独処理浄化槽を設置している家庭については生活排水の処理を進めるため個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換を指導する。

## 2 目標年度

本市の生活排水処理基本計画は、令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5年間を計画期間とし、令和13年度（2031年度）を目標年度とする。

なお、計画期間中に諸条件の大きな変動があった場合においては、随時適切な見直しを行うものとする。

## 3 生活排水の排出状況

本市における生活排水の排出状況は、次表のとおりであり、令和6年度（2024年度）において、計画処理区域内人口113,242人のうち105,964人については、生活排水の適正処理がなされている。

合併処理浄化槽は、集合住宅において設置した比較的規模の大きなものが主体であったが、平成13年（2001年）4月から単独処理浄化槽の新設が禁止されたため、個人住宅において設置が増加している。なお、昭和63年度（1988年度）から実施している浄化槽設置整備事業については、合併浄化槽設置補助事業と名称の変更を行った上で、今後とも計画的な補助を図ることとしている。

公共下水道は、平成2年（1990年）10月から順次供用開始している。

生活排水の排出状況 令和6年度（2024年度）末現在（単位：人）

区 分	令和6年度（2024年度）
1 計画処理区域内人口（住民基本台帳）	113,242
2 汚水処理人口	105,964
(1) 公共下水道	98,709
(2) 農業集落排水施設	0
(3) 合併処理浄化槽	7,255
(4) コミュニティ・プラント	0
3 汚水未処理人口（単独処理浄化槽）	6,654
4 非水洗化人口	624
5 計画処理区域外人口	0

#### 4 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、次表のとおりである。

生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	東海市
(2) 農業集落排水施設	-----	-----
(3) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(4) コミュニティ・プラント	-----	-----
(5) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(6) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	西知多医療 厚生組合

#### 5 生活排水処理基本計画

##### (1) 生活排水の処理計画

###### ア 処理の目標

下水道整備計画においては、令和13年度（2031年度）までに93.5パーセントの普及率を目標とし、将来にわたっては公共下水道を中心に整備を進め、概ね全ての生活排水を施設で処理することを目指す。

また、市内の各地域の実情に応じた処理方式を採用するもの。

### 生活排水の処理の目標

区 分	令和6年度(2024年度)	令和13年度(2031年度)(目標年度)
生活排水処理率	93.6%	94.5%

### 人口の内訳(単位:人)

区 分	令和6年度(2024年度)	令和13年度(2031年度)(目標年度)
1 行政区域内人口	113,242	115,389
2 計画処理区域内人口	113,242	115,389
3 汚水処理人口	105,964	109,066

### 生活排水の処理形態別内訳(単位:人)

区 分	令和6年度(2024年度)	令和13年度(2031年度)(目標年度)
1 計画処理区域内人口(住民基本台帳)	113,242	115,389
2 汚水処理人口	105,964	109,066
(1) 公共下水道	98,709	100,645
(2) 農業集落排水施設	0	0
(3) 合併処理浄化槽	7,255	8,421
(4) コミュニティ・プラント	0	0
3 汚水未処理人口(単独処理浄化槽)	6,654	6,059
4 非水洗化人口	624	265
5 計画処理区域外人口	0	0

#### イ 生活排水を処理する区域及び人口等

本市の下水道事業のうち汚水については、昭和59年(1984年)に公共下水道事業として着手して以来、着実に整備を進め区域の拡大を図っているところである。

その結果、令和6年度(2024年度)末現在の処理区域面積は、計画面積の85.4パーセントにあたる1,660ヘクタールで、市の総人口の87.2パーセントにあたる98,709人の市民が下水道を利用することができることとなった。

今後も整備面積の拡大に努めると共に、①水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給、②水洗便所設置助成金、③生活保護世帯等水洗便所改造費補助金、④汚水ポンプ施設設置費補助金などの助成制度を今後も継続して実施することにより、水洗化の促進を図るものである。

また、公共下水道認可区域外については、合併処理浄化槽の普及促進を図り、合併処理浄化槽設置事業の補助を今後も継続して実施することにより生活排水の

浄化に努めるものである。

一方、くみ取りトイレ及び浄化槽の設置数は、公共下水道事業の進捗に伴い確実に減少するものと予測されるが、公共下水道処理区域にあっても未水洗家屋が残存している現状から、かなり将来にわたりくみ取りトイレ及び浄化槽が残ることも予測される。

#### ウ 施設及びその整備計画の概要

整備予定年度：令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）まで

処理施設の種類	計画処理区域	水洗化・生活雑排水 処理計画人口（人）	事業費 見込み
合併処理浄化槽 (補助対象分)	市内全域（一部対象外地域は除く）	745	33 百万円
公共下水道	市街地中心部及び一部周辺部	100,366	117 億5 千円
し尿処理施設	—————	処理能力 100kl/日	39 億円

### (2) し尿・汚泥の処理計画

#### ア し尿

し尿の収集及び運搬は、現在2業者に委託し実施しているが、下水道整備事業の

進捗状況を勘案しつつ、今後、収集対象の散在化及び仮設トイレの臨時収集問題を考慮し、収集作業のより効率化を図る等具体的に決めていかなければならない。

定額制及び従量制があり共に登録申請による方法をとっており、定額制（一般家庭）の収集回数は、今後とも月1回とする。また、従量制は、事業所及び仮設トイレ等で必要に応じて依頼申し込みにより随時行い今後もこの方法で継続する。

#### イ 浄化槽汚泥

浄化槽汚泥の収集運搬は、今後とも許可業者によるものとし、これらの許可業者に対し、適正な収集及び運搬が行われるよう指導する。

### (3) 処分計画

し尿及び浄化槽汚泥処分は、東海市と知多市で設立した西知多医療厚生組合し尿処理施設で処分するものとする。

今後も安定した処理体制を確立するため、適正な管理により処理能力の維持及び延命化に努める。

し尿・汚泥の排出状況

区 分	令和6年度(2024年度)	令和13年度(2031年度)(目標年度)
くみ取りし尿	1,804kl (4.9kl/日)	1,864kl (5.1kl/日)
浄化槽汚泥	17,290kl (47.2kl/日)	14,806kl (40.6kl/日)
合 計	19,094kl (52.2kl/日)	16,670kl (45.7kl/日)

(4) 処理施設の概要

名 称	西知多医療厚生組合衛生センター
所 在 地	知多市三反田3丁目1番地の2
組 合 構 成 市	東海市、知多市
建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート
敷 地 面 積	72,636m <sup>2</sup>
型 式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理施設
処 理 能 力	100kl/日
竣 工 年 月 日	平成8年(1996年)3月28日